

鏡野町国民健康保険に加入されている皆さまへ

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営していますが、平成30年4月からは県と市町村が共同保険者となって運営します。

◇新しい国保における県と市町村の役割◇

県の役割

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保など国保運営の中心的な役割を担います。

- 国保運営方針（県内の統一的な方針）の策定
- 給付費用を市町村へ交付等

市町村の役割

被保険者の方に身近な事業を引き続き実施する役割を担います。

- 資格管理（保険証の発行）
- 保険給付の決定・支給
- 保険税率の決定
- 特定健診、特定保健指導の実施等
- 保険税の賦課・徴収

○変わること

県内で転居した時の高額療養費の算定方法

今回の改正により、都道府県単位で国民健康保険被保険者の資格を管理することになり、県内の他の市町村へ転居した場合でも資格は継続します。これに伴い、**高額療養費の多数該当**（過去12ヶ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられるもの）については、同一都道府県内の転居であり、世帯の継続性が認められる場合は、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることになります。

・同一都道府県内で転居した場合

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成30年度以降	1回目	2回目	3回目	4回目★	5回目	6回目	7回目

ここから該当

●変わらないこと

みなさんの国保の届出等の窓口

県が、国民健康保険の保険者に加わりますが、みなさんの医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。現在お持ちの保険証や限度額適用認定証はこれまでどおり使用できます。鏡野町に住民票がある人の**各種申請や届出は、役場担当窓口で行います**。他の市町村ではできません。また、保険税も鏡野町に納めます。

平成30年4月からの国民健康保険制度の見直しにご理解とご協力をお願いいたします。

パブリックコメントを募集します

鏡野町国民健康保険 第三期特定健康診査等実施計画 第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）（素案）について、皆様からご意見を募集いたします。

■募集期間：2月26日（月）～3月26日（月）

■資料の閲覧場所：鏡野町ホームページ、鏡野町保健福祉課、各振興センター、地区公民館

■意見を提出できる人：町内在住者、在勤者

■提出方法：意見情報提出書に必要事項を記入し、郵便、FAX、Eメール、または窓口で提出してください。

※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

■その他：意見提出者に個別の回答は行いません。検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考え方や、案を修正したときは、その修正内容などを公表します。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 医療保険係 電話 (0868)54-2986 FAX(0868)54-2891